

ビキニ水爆実験と 損害賠償

加藤 一郎

一 はしがき

一九五四年三月一日にアメリカがビキニで行った水爆実験は、大きな論議を世界に巻き起した(たとえ本誌六〇号・六一号の「イギリス国会下院における水爆に関する討論」)。しかし、日本の受けた衝撃は何よりも大きなものであった。

これについては、政治的には勿論のこと、法律的にも種々の問題があるが、ここでは、漁船の被害等この水爆実験によって日本人が蒙った損害をアメリカに対して請求できるか、請求できるとすればどの範囲の損害までがそこに含まれるか、という点に限って、その問題を論じてみたい。ただし、そこには、国際法上の問題と私法的な問題とが密接にからみ合っているのであるが、私にとって国際法は専門外の事柄であるので、きわめて不十分な叙述になったことをお断りしておかねばならない。

ところで、はじめに、問題となる事実を簡単に説明しておく。

(一) 昭和二十九年三月一日にマーシャル

群島ビキニ環礁で水爆の実験が行われ、静岡県焼津のマグロ漁船である第五福龍丸が降灰を受け、乗組員二人及び船体が被害を受けた。その被災地点は事前に告示されていた危険区域の外側であった。

(2) 危険区域の告示は海上保安庁によって昭和二十六年二月一日、昭和二十七年一月一日、昭和二十八年一月一日(航路告示八三二項)の三回にわたってなされており、今回の問題はこの第三のものである。このうちはじめの二回はエニウェトク環礁ブライアン島を中心とするもので第三のものにはほぼ倍近く拡大している。この三つの告示はアメリカからの正式の通告に基くものでなく、米軍告示を転載したものである。しかし、第二の告示の少し前にあたる昭和二十七年九月八日には、アメリカから日本に対して口上書で危険区域設定の申入がなされている。これはブライアン島を中心とするアメリカの信託統治地域及びその領海を閉鎖地域とし、その周辺の公海を危険区域とするものである。前者は太平洋信託統治協定一三条に基くもので問題はないが、後

者は公海の自由との関係で大きな問題である。日本では正式の通告はこれだけであって、第三のものについては正式の通告がなかったといっているが、アメリカでは昭和二十九年一月八日に禁止区域を發表し通告をしたはずだといっていると伝えられる。

(3) アメリカは、被災事件が起きたことと鑑み、三月九日に日本に対し危険区域の拡大、及びそれが六月末まで続くことを通告してきた。新しい危険区域は従来の約六倍に上っている。その後三月二十六日に第二回の水爆実験が行われたが、危険区域は予定より早く五月二日に撤廃された。

(4) 第五福龍丸以外に直接の降灰による被害を受けた漁船はないが、一〇〇カウント以上の放射能のあるマグロを廃棄することになったので、それによって損失を受けた漁船はかなりの数に上っている。またマグロの値下りによるマグロ漁業者の損害や魚の売行減少による魚市場・魚屋の損害も相当大きい。

(5) アメリカ側は三月十九日アリソン大使が日米共同調査の結論によって補償を支払う用意のあることを声明し、また四月一日に遺憾の意を表するとともに前の声明を確認した。その後日米間で補償の交渉がなされているがアメリカ側は一括して補償を支払いたいといっているので、まだその額や支払方法はきまっていない。

二 賠償請求の前提問題

(1) 請求の方法

くこのいずれにもあたるものとして同法の適用外にあるとされるであろう。

(a) 第二に、個人が国際法上でアメリカ政府に対して損害賠償を請求することができるか。従来の通説によれば個人は国際法上権利義務の主体となりえないとされているが、今日では主体となりうるとする有力な見解がある(横田「国際法」一一二頁以下)。しかし、後の見解によっても、その範囲は限られたものである。すなわち個人が、アメリカ政府を相手にして外交的な交渉をなさないことはいりまでもないし、国際裁判所における出訴権も、一九〇八年から一八年まで存在した中央アメリカ司法裁判所と、第一次大戦後の講和条約による混合仲裁裁判所において認められただけであって、個人が今日おかれている国際司法裁判所に出訴することは認められていない(国際司法裁判所規程三四条一項)。

以上のように、ビキニ事件について被害者個人から損害賠償を請求することは、まず不可能である。

(ロ) 日本政府からの請求
国として損害賠償を請求する場合にも、国自身が受けた損害の賠償を請求する場合と、国民が受けた損害の賠償を国として請求する場合とがありうる。ビキニ事件では、国の支出した行政費の賠償をどうするかという前者の問題もあるけれども、主として後者の形になるわけである。

このような形の請求は、国際法上で従来から認められている。それは、国家として

は国民を保護すべき権利と義務があるから、他国の行為によって国民の権利が侵害された場合には、国として損害賠償の請求ができる、ということであろう。したがって、この場合には、実質的に見ると、国は被害を受けた国民に代って、いわばその立場を代理して請求することになるといってもよいであろう。このことから、後にのべるように、他国の行為によって国民の一部が損害を受けた反面、他の一部が利益を受けた場合にも、その間で損益相殺をする必要はなく、損害の合計を請求しうる、と考えたい。

なお、この場合の請求は、第一次的には外交交渉によってなされ、それが解決できないときに、第二次的に、国際司法裁判所への提訴ということになる。しかし、同裁判所の管轄が義務的とされるのは、義務的管轄(強制管轄)を受諾した国際司法裁判所規程参加国間においてであり(同規程三六条)アメリカは義務的管轄を受諾しているのに対して、日本はビキニ事件後の昭和二十九年四月二日にこれに参加し、しかも義務的管轄を受諾していないので、日本はアメリカの承諾がない以上同裁判所に提訴することはできない。

(ハ) 現実の請求方法
以上は可能と思われる種々の請求方法について考えてみたのであるが、被害者の受けた損害を国として請求するのが、この場合とりうる唯一の方法だと思われる。

この点について、日本政府は実際に国と

してアメリカと交渉をしてくれている。しかし、それは違法な行為による損害賠償請求という形で法的に請求しているのではなく、日米の友好関係に基いて好意的に損害の補償を求めるといって形をとっている(これは昭和二十七年のメーデー事件によってアメリカ人の受けた損害に対して日本が「見舞金」の形で解決しているという事とも関連しているが、それは直接には日本政府の行為によるものではないのに対して、ビキニ実験はアメリカ政府の行為であるから右のことはビキニ事件について損害賠償請求の形をとることを妨げるものではないであろう)。したがって、以上のべてきたことは、ビキニ事件で具体的問題となったものではなく、ここではいさお理論的な問題であるといえる。

(2) 準拠法の問題

これが国際私法の問題であれば、準拠法は国際私法上の原則によって決せられ、わが国の法例二一条によれば「不法行為によって生じる債権の成立及び効力はその原因事実の発生地の法律による」というようなことになる。

しかしビキニ補償で問題になっているのは国際法上の請求であり、その根拠となるのが何であるかは、国際法上の原則によって決せられる。ところで、国際法の法源としては第一に条約、第二に国際慣習がある。さらに第三に、国際司法裁判所の裁判の規程として右の二つに続いて「文明国によって認められた法の一般原則」があげられている(同規程三八条)。通説はこの「法の

一般原則」を特別な法源といっているが、これは反論されているが、それが判断の規程となることは明らかである。

ビキニ事件のような損害賠償の問題については条約はないから、第一に国際慣習、第二に「法の一般原則」がよるべき規程となる。ところで損害賠償については、私法上の損害賠償に関する原則が国際法上も充分に考慮されるべきである。この点については国際慣習と見るべきものはある程度存在するが、それも一応私法的な原則によっているといえよう。そこでここでは私法上の原則を出発点としながら、問題に進んでゆくことにする。

三 損害賠償責任の有無

(1) 問題の所在

一般に不法行為による損害賠償責任が成立するには、客観的要件として権利侵害ないし違法性が、また主観的要件として故意・過失が存在することが、それぞれ必要とされている(民法七〇九条)。このことは国際法上でも同様である。したがって、ビキニ事件においては、(1)水爆実験をすること及びそのやり方に違法性がなかったか、そしてそれによる利益の侵害に違法性がなかったか、(2)その点についてアメリカ側に故意・過失がなかったか、の二点が問題となる。もっとも、ビキニ事件においては、アメリカは損害額を支払うといっているから、責任の有無を論ずる実益は必ずしも大きく

はない。しかし、アメリカは、損害賠償責任を認めておいて、その責任の有無を論ずることなく、友好的にそういっているにすぎない。しかし法的な賠償責任のあることが明らかとなればその支払額は大きくなり、そうでなければその支払額が小さくなることは、充分考えられる。したがって、アメリカの支払の申出があったとしても、責任の有無を論ずる実益は残されているわけである。

(2) 水爆実験は違法か

(イ) 水爆実験と公海の自由

(a) 現在では原水爆の実験を禁止する条約等は存在しないから、その実験自体は自由である。しかし、広範囲かつ長期にわたる危険区域を公海上に設定し、そこで実験を行うことはたして自由であるか。

この点について、公海の自由から、公海を原水爆の実験に使用することも自由である、とする考え方も成立しうるであろう(合衆法説。横田喜三郎「水爆実験と公海の自由」時の法令昭和二十九年四月下旬号三頁以下)。たしかに、従来は、危険区域を指定するような予防措置を講じざるは、平時における海軍の演習や戦時における自動水雷の敷設も公海で自由にできるとされてきた。

しかし、公海の自由は万人のための自由であるはずである。したがって一國が公海を自由に使用することによって他の公海の自由を害することは許されない。すなわち

その場合には、その國は公海の自由の名において公海を排他的に支配することに成り得る。

もっともそれが小範囲かつ一時的である場合には違法性がない。極端なことをいえば、ある船が現に航行している場所はその船が排他的に占めておけるわけであるが、それが公海の自由に反するとは何人も考えない。前にあげた海軍の演習や水雷の敷設などと幾分問題はあるが、それが従来認められてきたのは、それが小範囲かつ一時的で、他の公海の自由を害することが比較的に少いからであったと思われる。そして、従来は右のような程度を越えて公海を使用するような事態は起らなかったのである。

ところが、ビキニ事件のような水爆の実験は右の限度を越えているのである。ここに至れば量の変化は質の変化を生ずることになる。従来国際法上で適当な予防措置を講じれば公海の使用は自由であったとしても、それは従来程度の使用の場合のみであつてはまる原則であつてそれと質を異にする水爆の実験にはあてまらぬと思われ。

以上のように、ビキニの水爆実験は危険区域の設定という予防措置を講じているとしても、違法性を免れないのではあるまいか(違法法説)。

(b) 水爆の実験を合法的とされる横田教授は、予防手段が充分である限り、損害賠償の請求はできないとされる(全面的合法説。横田・前掲五頁)。しかし、かりに水爆

実験をいおう合法的であるとしても、損害賠償責任がただちに否定されることにはならないであろう。すなわち、水爆実験をすること自体はさしつかえないが、そこから生ずる損害は賠償しなければならぬ、ということも可能である。これは末弘博士によつて「適法行為による不法行為」と命名された問題であるが、「民法雑誌」所収の同名の論文(「よつて生ずる損害を賠償することを条件としてのみ許容せられる行為」として、損害を賠償せずその行為をなしたことを以て違法性ありとする)が、できるであろう(我妻「事務管理・不当利得・不法行為」新法全集一〇一頁)。すなわち、合法性又は違法性といつても一義的・全面的なものばかりでなく、その中間的なものを考へるのである。そこで、水爆実験をすること自体は許容されてお

(ロ) 危険区域の範囲

かりに全面的違法法説のように水爆の実験自体が許されないものとするれば、危険区域の如何にかかわらず、実験によつて生じた損害はすべて賠償すべきこととなり、危険区域の問題は重要性を失うが、他の説のように、水爆の実験をすること自体は認めることとすれば、危険区域は大きな問題となる。まず全面的合法説においても予防手段たる危険区域設定の範囲は適当なことが必要であり(横田・前掲五頁以下)、それが狭すぎれば区域外の被災者が生じ、それが広すぎれば他の自由を不当に害することになり、いずれも違法性があることになる。

次に制限的合法説又は制限的違法説によれば、おそらく危険区域の内と外とで損害賠償の性質が違つてくると思われる。すなわち、危険区域外において生じた損害はすべて賠償の対象となるが、危険区域内であることを知らずそこに入つて被害を受けた漁船などの損害は賠償の対象とならないであろう。しかし、このように危険区域内に入つたことによる損害ではなく逆に、危険区域内に入れたことによる損害

—たとえば、豪州航路の迂回による損害—たえば、豪州航路の迂回による損害や漁船が危険区域内の漁業によつて得べき利益を喪失したことによる損害—賠償の対象となるわけである。これが、もし、かかる損害も賠償する必

要がないとすれば、危険区域を広く設定すればするほど賠償責任の生ずる可能性は少くなり、必要以上に広範囲な危険区域が設定されるおそれが出てくる。現にビキニ事件においては、日本の漁船の被災の危険区域は以前の六倍に拡大されたのである。それが広すぎたかどうかは判断の材料がないが、前述のように危険区域内に入れないことによる損害の賠償義務を認めればそれは間接的に危険区域の不当な拡大を抑える役割を果たすことになる。

(3) アメリカ側の故意過失

なお、危険区域については、範囲ばかりでなく、その期間についても最小限度のものでなければならぬ。たとえば、ビキニの危険区域を六月末までと宣言したのはその点から見て不当である(横田・前掲七頁)。また危険区域を設定した場合には、関係国に通告するだけでなく、そこに入ろうとする船に対してその場で警告を与えて損害を未然に防ぐような現実的措置が必要であらう。この点で今回の実験について通告があつたかどうかは、はじめに記したように甚だ疑問であるし、アメリカが二月二〇日から行つておいたという警告を第五福龍丸が全く受けていない点から、有効な防止措置がとられたか疑わしい。

(イ) 被害者の被侵害利益
不法行為における違法性を決定するにあつては、被侵害利益の種類(その「権利」性の強度)と侵害行為の態容との相関関係において考察しなければならぬ、と説かれておる(我妻・前掲二二五頁以下)。前段

に六倍にも拡大されたことは、最初の算定

においては、侵害行為の態容からして水爆実験にはいささか違法性ありとしたのであるが、これをさらに被侵害利益の側から考察することが必要である。しかし、そのためにはビキニ事件によつて現実にどうい

損害が生じたかを見なければならず、それはあくで具体的な賠償の範囲を説明する部分と重複することになるので、さらには譲ることとする。

(イ) 過失責任としての考察

国際法上では故意・過失についてののみ責任を負うという過失責任の原則が多数説を占めている(横田「国際法」一〇六頁)。そこでまずその立場に立つて、ビキニ事件における危険区域の範囲が狭く、危険区域外で被害が生じたことについてアメリカ側の過失があつたかどうかを考へてみよう。

(a) もし危険区域の範囲が、現代最高の科学者による精密な計算に基いて決定されれば、伝統的な理論からするとそこに過失があつたというとはできないことに

過失の算定責任が被害者たる日本側にあるとすれば、かりにアメリカ側に過失があつたとしてもその立証はきわめて困難であり賠償の請求はほとんど不可能とならう(横田・前掲六頁)。もっとも、危険区域がの

に過失のあつたことを推測させる一つの根拠にはなりえり。

(b) 次に、水爆のようなきわめて危険な実験をする場合には、被害の防止につき方々の注意を払うべきであり、危険区域外で被害を生じたことは、万全の注意を欠き過失があつたということと推定させることにならぬであろうか。このように過失を推定し算定責任を転換させることは、過失責任の原則の下でも充分に可能である。もっとも、その場合には、問題は、アメリカ側の無過失の立証がどこまでできるかに移るわけであり、算出の方式を示すことによつて容易に無過失の立証ができるとすれば、算定責任の転換も大して救済にならないけれども、その立証は実際にはかなり困難ではなからうか。

(c) 更に、危険区域外で被害が生じたことは、まさに危険区域の範囲を定めるにいて過失があつたことを示すものにはかならない、として、いわば過失の推定から擬制へと進むことも考えられる。これは、過失の客観化・定型化といつてもよい。しかし、そこまですれば、これはすでに従来の意味での過失責任の範囲を越えており、無過失責任の領域に入りこむことになる。したがつて、このような立場は、国際法上の過失責任の原則を堅持しつアメリカ側の賠償責任を認めようとする実際の見地からのみ、一種の擬制として認めるのである

(ロ) 無過失責任としての考察
右にのべたような過失の客観化・定型化

は実質的には一種の危険責任を認めようとするものにはかならない。危険責任は、無過失責任論の重要な支柱の一つであつて、立法論あるいは解釈論として唱えられ、多くの影響を与えてきており、今日では「法の一般原則」としてある程度まで認められているといつてもよいであろう。たとえば、英米法においても、一八六八年の *Randall v. Reder* 事件において危険物保管者の無過失責任が認められ、他方過失の定型化ないし擬制によつて実質的に企業の危険責任が認められてきている(後者については、我妻「Negligence without Fault」アメリカ法における一つの無過失責任論「末川先生還暦記念論文集所収、英国の不法行為法一般については末延三「英国不法行為法概説」法律タイムス二巻八号以下参照)。アメリカのリヌメートルト五一九項も、「極度に危険な行為を営む者は、そこから損害が生じた場合には、その損害を防止するために最大の注意が払われたときでも責任を負う」旨を定めている。

このような点からして、ビキニ事件のように、自ら強大な危険を人為的に作り出したことによって損害を与えた場合には、いわば平地に大波瀾をまき起したものであつて、損害防止のためにいかなる手段をとつたとしても、そこから生じた損害に対しては常に責任を負うべきだ、ということが、いえるのではあるまいか。それは危険物の管理上の瑕疵から損害が生じたという普通の危険責任の場合よりも、はるかに強

くいろいろなことだと思われる。

もともと、国際法上で過失責任の原則が多数説を占める以上、この危険責任論は認められない。しかし、第一に、国際法上の過失責任の原則は民法上の過失責任の原則を承継したものであって、民法上ある程度まで無過失責任が認められてきたときに、それを国際法上でとくに否定すべき積極的な根拠はないのであるまいか。むしろ、国際法上の損害賠償理論も、民法の動きを反映してゆくのが自然ではないかと思われる。さらに、第二に、従来国際法上で無過失責任が認められなかったのは、それが問題となるような大きな事件がなかったためではあるまいか。ビキニ事件はその点で国際法にいわば新たな問題を提起したものであって従来の過失責任の原則をそのまま適用しうる場合ではないように思われる。

以上のように、私は、ビキニ事件の場合に、理論的には、無過失責任としての危険責任を認めるべきだと考える。しかしそれがかりに実際上困難であるとすれば、過失の客観化・定型化に基いて過失を擬制することにより、アメリカ側に責任があるとすてもよいであろう。アメリカが損害額の支払を申し出たのは、日本の国民感情に対する政治的配慮があるとともに、従来の国際法上の原則からすれば疑問であるにせよ、少くとも法的責任に近い責任のあることを感じたからであろう(横田教授は、これを道義上の責任だとされる)。

四 損害賠償の理論的範囲

以上のようにいおうアメリカに損害賠償責任があるとすれば、その損害賠償の範囲はどこまで及ぶことになるであろうか。これは加害行為と損害との因果関係の問題であるが、ここではそれを理論的に考察してみよう。

(1) 諸国の立法例及び解釈

(イ) まず日本を見れば、不法行為については直接の規定がない。しかし、いやしくも因果関係があればどこまでも損害賠償をしなければならないという(二条件説)は、正当ではない。因果関係をどこまでも追ってゆけば意外なところまで及ぶことがあり(「風が吹けば桶屋が繁盛する」という話を想起されよ)、それをすべて加害者に負担させるのは公平ではない。そこでそれを一定のところで打ち切るために相当因果関係の理論が唱えられる。相当因果関係があるとされるのは、第一にその行為がなければその損害が生じなかったであろうと認められ、かつ、第二に、そうした行為があれば通常の場合にはそうした損害が生じるであろうと認められる場合である(我妻・前掲一五四頁)。

そして債務不履行における損害賠償の範囲を定めた民法四一六条はまさに相当因果関係を表わすものであるから、不法行為にも類推適用すべきだ、というのが、判例(大判大正一五年五月二二日)・通説(我妻・

前掲二〇二頁)である。

民法四一六条によって相当因果関係の内容容を見れば、(i)「通常生ずべき損害」を賠償するのが原則であるが、(ii)「特別の事情による損害も加害者が予見し又は予見しうべかりしもの(予見可能性あるもの)」は賠償するものである。すなわち、その時点で当事者間のメランクスがとれると考えられる。

もともと、不法行為における相当因果関係が債務不履行におけるそれと同一であるかはかなり疑問である。特別の事情の予見可能性ということは、すでに債権債務の關係が存在している債務不履行の場合には充分の意味をもっているが、原則として無關係の者の間における不法行為の場合には、故意のあるときでない限り、予見可能性をもち出すことは意味をなさないと思われる(戒能・債権各論四六五頁)。しかし、それだからといっていわゆる特別の事情を全部除外することも適当ではない。たとえ自動車人が人を轢いたときにその人が月収一万円の場合と一〇万円の場合とで賠償額は非常に違ってくるが、月収一〇万円というものが特別事情であるとすれば、その賠償がとれることをどう説明するのであるか。私としては、不法行為による賠償の範囲はそこに生じた損害を客観的に捉えてゆくべきであり、その結果、債務不履行における特別事情による損害が不法行為においては通常生ずべき損害になることもあるのではないかと考えている。

(ロ) 第二に、フランス民法を見れば、やはり不法行為については規定がなく、債務不履行の規定によるべきだとされている(Ripert, Traité, t. I, n. 1022)。そこで債務不履行の規定を見れば、不履行が債務者の詐欺(dol)によつたのでない場合には「契約の当時予見され又は予見されえたる損害及び利益」を賠償すべきであり(一一五〇条)詐欺による場合でも「不履行の直近かつ直接の結果(suite immédiate et directe)」までを賠償すればよす(一一五一條)。ここで「直近」とは時間的の近接を意味し、「直接」とは因果関係の近接を示すとされるのでその範囲はきわめて狭いように見える。しかし、これは責任の重い場合のことであるから、通常の場合の予見可能性よりも広いものとして考えられているのであり、結果的には、通常の場合に相当因果関係の理論をとり、責任の重い場合に予見可能性のないところまで賠償の範囲が拡大しうることを認めたこととなるであろう。

(ハ) 第三に、ドイツ民法を見れば、債務不履行において「その事情の発生しなかつた場合に存在すべき状態を回復することを要する」として(二四九条)その場合における得べかりし利益について「蓋然性をもつて期待しうべかりし利益を含む」とする(二五二条)規定が、不法行為にもあてはめられる(Staudinger, Kommentar, §823)。そして、これもまた相当因果関係に立つ損害の賠償を命じたものと解される。

(ニ) 最後に、英米法を見よう。そこで

は、通常の場合には、近接の(proximate)ないしは直近の(immediate)損害について賠償すべきであつて、遠隔の(remote)損害には及ばないが、故意の場合には遠隔の損害までを含めたすべての損害を賠償しなければならぬとされている。ところが「近接」と「遠隔」の区別については、合理人の予見しえない結果は「遠隔」であるとして、予見可能性の概念がとり入れられているので、フランスの場合と同様、言葉から受ける狭い感じにもかかわらず、結果は相当因果関係の理論とはほぼ同様になると思われる。

(2) 損害賠償の範囲についての一般原則

(イ) 以上によつて見れば、その表現には相違があるが、実際の内容から見れば、相当因果関係によつて損害賠償の範囲が決定されるというのが、「文明諸国によつて承認された法の一般原則」であるといつてよいであろう。

ところで国際法上も、これに反する国際慣習ないしは学説があるとは思われぬ。理論的にいっても、因果関係をどこで切るかというかなり法技術的な問題については国際法上も私法上の原則に依拠するのが妥当である。

(ロ) なお賠償の範囲について「直接損害」「間接損害」という区別がなされることがあるが、それに一言触れておこう。これは、第一に、加害者の行為から直接に生じた損害(ビキニ事件についていえば

第五福龍丸の損害)を「直接損害」とし、それから先の損害(たとえば魚市場などの損害)を「間接損害」というようにして、使われることがある。しかし、この間接損害でも、通常生ずべき損害ないしは予見可能な損害であれば、相当因果関係に属して賠償の対象となることがいくらかもあるわけである。したがつて右の区別は、賠償の範囲を定める上には、法律的に意味のないものにすぎない。

第二に「直接損害」が賠償すべき損害の範囲を示すために用いられることがある。フランス民法や英米法の用語はほぼこれに当る。しかし、ここでは「直接損害」という用語だけでは問題は解決せず、何が「直接」かということがさらに問題となるわけである。それならば、むしろこの用語をやめて「相当因果関係にある損害」といつた方が適確であろう。

以上のように「直接損害」「間接損害」の区別は、通俗的にはともかくとして、学問的には大して意味がないものと思われる。

五 損害賠償の具体的範囲

そこでいよいよビキニ事件においてどこまでの損害が賠償の範囲に入るかを、具体的に考えてみよう。これはいわば相当因果関係の具体的適用の問題である。

(1) 損害賠償の具体的範囲

ここでは生じうるすべての損害について因果関係の程度を考えてみよう。括弧内のABC等はその強さの順を示すものである

(イ) 第五福龍丸関係の損害

これには次の損害が含まれる。

- ①被災漁夫の治療費(A)
②船体の使用不能による船主の損害(A)
これは船体の交換価値と、船体を使用することによつて得べかりし利益とが含まれる。
③被災漁夫が活動していれば得べかりし利益(A)。これは被災者の収入相当額であつて、その家族の生活費のものになるわけである。新聞によれば日本側は一人月三万円を要求したと伝えられる。
④廃棄漁獲物(A)。第五福龍丸の積んできたマグロは出荷されたが、各地で抑えられ、抑えられずに売られたものも代金は第五福龍丸に渡らず、全部がその損害となっているようである。
⑤被災漁夫に対する慰籍料(A)。

このような第五福龍丸関係の損害は、いわば最も原因に近接した「直接損害」であつて、当然賠償の対象となる。アメリカもこのうち大部分の支払を承諾していると伝えられる。やや問題になるのは、慰籍料であつて(A)としたのはその意味、国際慣習によれば精神的損害に対しては謝罪で済ませ慰籍料の支払はしないといわれる。しかし、国としての慰籍料でなくこの場合のように被害者個人の慰籍料を国が代つて請求するものであれば、むしろその支払をするのが当然ではないかと思われる。

(ロ) 漁獲物を廃棄した漁船の関係

第五福龍丸以外は二〇〇カント以上の一部の魚だけを廃棄しているが、その漁船の特別の損害としては次のものがある。

- ①廃棄漁獲物(A)。これは第五福龍丸の損害と同じく一番直接的な損害であり、当然に賠償の範囲に含まれる。
②販売収益減少額(B)。ビキニ事件によつて一般に三〇〇円に下つたとすれば、「人気落ち」の分はそれより更に下つたとすれば二〇〇円になるわけである。この二〇〇円と三〇〇円の差額は直接の損害に最も近接した損害で賠償の対象となる。
(ハ) 危険区域内に立ち入れないことによる損害
①航路の迂回による商船の損害(A)。たとえば日本一濠洲航路は迂回によつて日数・燃料等を多く費すことになる。
②危険区域内で得べかりし漁獲高の喪失(A)。しかし、実際上は、危険区域外の操業によつても大差のない漁獲高を得られるので、大した損害はないようである。
右の二つは、被災から生じた他の損害とはことなり、危険区域内に入らなかったことによる損害であつて、性質が異なるが最も直接的な損害として賠償の対象となる。

(ニ) 一般のマグロ漁業者の損害

① マグロの値下りによる売上高の減少
 (C)。これは、前の例でいえば四〇〇〇円の市価がビキニ事件によって三〇〇〇円に下落したことによる損害、すなわち三〇〇〇円と四〇〇〇円の差額の損害である。これには四〇〇〇円に下りて漁獲してきたと三〇〇〇円に下りていて思われ損失を受けたものと、(B)三〇〇〇円に下りてからそれを承知で出漁したものとがありうる。この二つでは(B)の方が関係が近いようにも見えるが、予めマグロの値下りを知っていたか否かが違ふだけで、マグロの値下りによって損害を受けたという因果関係の点からは同性質と考えてよいであろう。

このように不法行為によって一般の価格が値下りしたという例は従来はまず見られなかったといふ。それは今回のように広汎に影響を及ぼす大きな事件がなかったためであつて、従来このような値下りによる損害の賠償が認められたことがないとしても、それは前例にはならない。そして、ビキニ事件を見れば、ビキニ及びその附近の水域は日本のマグロ漁業の中心地であつて、そこに異変が生じたときには、日本のマグロ価格が左右されることは当然考えられるところである。したがつて、ビキニ事件によるマグロの値下りは「通常生ずべき損害」であつて、相当因果関係の範囲内のことだと思われ。

ところで、これに関連して、前にあげた第五福龍丸その他の漁船の廃棄漁獲物の損害をどの価格を基準にして算出するかが問

③ ビキニ方面出漁者の水揚地滞在期間の延長による損害(C)。①②はマグロ漁業者全般に見られる損害であるが、その中で、ビキニ方面の出漁者は水揚地でガイガー管による検査を受け不合格なものは廃棄するなどのために、次の出漁までに数日間休まなければならない。その損害がこれである。(ホ) 魚商人の損害
 ① 取扱数量の減少による仲買人の損害(D)。魚市場の損害などはこれに入る。
 ② 取扱数量の減少による小売商の損害(D)。普通の魚屋の損害である。
 魚商人についても、マグロの値下りによる損害がないわけではないが、多くは利益の幅が同一であるか又は消費者に高く売つてかえつて増加しているかであろう。むしろここでは、消費者が危険と思つてマグロを買わないこと、そしてそれが他の魚類にも及ぶことによって、取扱数量が減少したという損害の方が大きいわけである。

この問題は、マグロの値下りによる損害よりは一步遙くはなつてゐるが、日本のマグロ漁業におけるビキニ附近の漁場の重要性、日本において魚類中に占めるマグロの重要性からすれば、このような損害もマグロの値下りによる損害と同様に「通常生ずべき損害」のうちを含めてよいと思われ。

③ 放射能を帯びた雨による損害(F)。この損害はまだ現実に現われていない。これら(ト)以下の損害についてはEからFへと因果関係は一層遙くなつてゆく。これをどこで切るかは、結局は自分量のようになつてしまふが、いさお(ト)以下の損害については相当因果関係から除いてよいのではないかと思ふ。もっとも、たと

① マグロを食べられなかった損害(F)。② 精神的衝撃による損害(F)。③ 放射能を帯びた雨による損害(F)。④ 損害はまだ現実に現われていない。これら(ト)以下の損害についてはEからFへと因果関係は一層遙くなつてゆく。これをどこで切るかは、結局は自分量のようになつてしまふが、いさお(ト)以下の損害については相当因果関係から除いてよいのではないかと思ふ。もっとも、たと

えはマグロ漁業者だけを相手にして漁具や餌を売つており、他の漁業者には売ることができないような緊密な関係に立つ業者があるとするれば、そこには相当因果関係があるといふであらう。他方において、被侵害利益の程度もここまでくれば次第に弱まつており、結局Fについては「権利侵害」(違法性)の要件も欠くことになつて、その点からも賠償の範囲から除かれることになると思われる。

② 賠償範囲を定める上の二三の問題

(イ) 被侵害利益の種類・程度

順序は逆になるが、前に留保しておいた被侵害利益の問題がいま現われたので、右にあげた主なものについて考えてみよう。

第一に、漁夫の人体、船体、廃棄漁獲物等の損害(A)は狭い意味の「権利」の侵害になるから問題はない。第二に、マグロ漁業者の受けた損害(C)については、マグロ漁業は漁業権に基づくものでなく、いわゆる自由漁業であることが伝統的理論によれば問題になるかも知れないが、「権利」性の強い利益であるので、今日の通説からすれば、不法行為が成立することは当然であらう。第三に魚商人(D)やその他の業者(E)の場合は丁度限界になると思われ。その場合に侵害されるのは営業上の利益であるが、その程度はマグロ漁業ないしはマグロとの関係の緊密性によって異なつてくる。この点において、マグロそのものを扱う魚商人は、マグロを材料とするすし

屋や、マグロ漁業に資材を提供する業者などよりは近い関係に立つが、逆に、後者のうちでも、マグロとの関係がその営業の主要部分を占めるものがあれば、それがその営業の一部を占めるにすぎない魚商人よりも緊密な関係があるといへよう。そしてこのように考へてくるとD、Eのあたりは、いさお(ト)の法的保護に値する被侵害利益があり、侵害行為との関連から見てこの場合に不法行為の成立を認めてよいのではないかと思われ。もっとも、それは、前述のように、相当因果関係によつて賠償の範囲を限定されるのであり、結論としては、Dは賠償の対象となるが、Eはいさお(ト)から除かれると考へたのである。

これに対してFになると、そこにおける利益は必ずしも不法行為による法的保護を与える程度に達しておらず、不法行為の成立そのものが否定されるように思われる。

(ロ) 損害相殺の問題

第一に、マグロが売れない代りにほかの魚が売れたような場合、また第二に、魚が売れない代りに肉屋が儲けたような場合、その利益を損害と相殺した上で賠償を請求しなければならないだろうか。これは、民法にどこに規定はないが、一般に認められている損害相殺の問題である。

この損害相殺については、損失者と利得者が同一人である第一の場合と、それが異なる第二の場合とを区別すべきである。第一の場合には、まさに民法上考へられている損害相殺にあたるのであつて、その利益は差し

引くのが当然である。これに対して、第二の場合については、民法的に考へれば、損失者の損害を個別的に填補するのが不法行為制度であるから、他にそれによつて反射的利益を得た者があつても、魚屋から肉屋に對して不当利得としての返還請求ができない以上、それは問題外のこととなる。もっとも国として国際法上で他国に賠償を請求する場合には、国内に生じた損失と利益とを差し引いて請求すべきだといふ議論も成り立つかも知れないが、はじめのべたように、国は実質的には被害者に代つてその請求をするを考へるべきであるから、国は他人の反射的利益を考慮することなく被害者個々人の損害を合計して賠償を請求することができると解すべきである。

(ハ) 日本側の判断の合理性
 マグロは今日一〇〇カント以上の放射能をもつものを廃棄しているが、かりに科学的にいえば一〇〇〇カントまで無害だつたとすれば、その廃棄による損害や検査のための国の行政費の支出は相当因果関係のないものではないか、また日本人がマグロを有害だと思つて買わないためにマグロが値下りしたのはやはり因果関係の中断があるのではないか、ということが問題になりうる。これはかりに相当因果関係があるとしても、日本側の過失相殺という形の問題になりえよう。しかし、相当因果関係における「通常生ずべき損害」といふのは、通常人の合理的な判断を基礎として、

のであつて、かりにあつてそれが取りこ

し苦勞であつたことが科学的に証明されたとしても、通常人として当時その判断することが当然であつたならば、それは相当因果関係の範囲内に入り、また過失相殺の問題も起らないものと思われ。

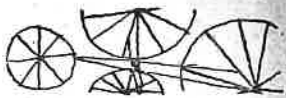
(ニ) 相当因果関係の変容

以上において賠償の範囲を考へるにあつては、いさお(ト)相当因果関係の理論を前提としてそれを適用してきたが、ビキニ事件において因果関係をそれ以上に拡大することが考えられないであらうか。

④ まず危険責任の場合に因果関係は拡大されるのではなく、この点では英米法において、ひとたび危険責任の不法行為の成立が認められた場合には、因果関係が拡大し、遠隔の損害まで含めた一切の結果に對して賠償責任が及ぶという考え方が見出される(ボレミス事件、ボルスタフ事件)。これに對しては、過失責任の間口を拡げて無過失責任としての危険責任を認めるからには、興行を狭めてその因果関係の範囲を限定するのが当事者間の公平に合するといふ見解も、あるいは成り立ちうるであらう。しかし、危険責任一般についてはともかくとして、少くとも、ビキニ事件のように積極的・人為的に極度の危険を作り出し、他人の平穩な生活を突如として侵害したような場合には、そこから生じた損害に對して全面的に賠償責任を負うべきだといふことができるのではあるまいか。そうだとすれば前にあげた損害のうちEのところまで、あるいは(三〇頁に続く)



労働法セミナー



就業規則

一 懲戒解雇

出席者
石井 照久
吾妻 光俊
石川 吉右衛門
平岡 一実
萩沢 清彦

【第二回】(6) 秩序の紊乱(承前)

具体例に則して

石井 秩序の紊乱と
いうことで一、二の判
例を検討してみたいわ
けですが、それをまとめ
て整理をするという意
味で、今度は別欄に掲
げてある具体的な就業
規則例(下欄)につい
て、一つ一つ見て行き
たいと思います。

(1) 規則規定に違反
したとき
規則に違反したこと
が秩序紊乱になるか
規則規定とは何か。
石井 そこで第一に
「規則、規定に違反し
たとき」というのです
が、この規則規定とは
何ですか。

萩沢 おもに就業規
則だと思えますが。
石井 社規・社則と
いうのは入らないので
すか。
萩沢 社規、社則と
称して、実際に就業規
則と同じものをきめて
いるのが多いのじゃな
いですか。

石井 そうなると、社規、社則で就業規
則と同じことをきめられるかという問題に
なるのだけれども、就業規則とは別な社規
社則は入らないつもりですか、それとも就
業規則のつもりですか。それをはっきりし
ないと、「規則、規定に違反したとき」と
いう意味がはっきりしない。

萩沢 実際の適用をいいますと、「規
則、規定に違反したとき」というのは一切
の規定を言っているようですね。就業規則
その他の規定というふうにとっている。
石川 しかし、ただそれだけで懲戒解雇
されてはかなわぬね。

- 1 規則規定に違反したとき
- 2 上長に反抗し命令に違反したとき
- 3 規律風紀をみだしたとき
- 4 勤務怠慢、素行不良のとき(減給)
- 5 会社内で私的な商取引をしたとき(減給)
- 6 会社内で賭博その他の類似行為をしたとき(減給)
- 7 執務時間中無断で職場をはなれたとき(減給)
- 8 事実を歪曲宣伝し会社に不利益を与えたとき
- 9 会社の許可を得ないで会社内で印刷物を掲示又は配布したとき
- 10 社宅居住者又は在寮者で無断で立ち退いたもの
- 11 会社の機密を漏洩したもの

石川 いや、この前、裁判所は一体どの程度まで判断するかという裁量の限界、即ち、常にその程度の甚しいときということが入っているかどうかが問題で、論じましたね。規定とか規定に違反したといっても、それは常に甚しく違反したことが入内包されていると見れば、それはそれでいいだろうと思われけれども、そういう条件をつけないと、ちょっとひどいような気がする。どうですか、平岡さん。

平岡 一般的にはその通りだと思えます。ただここで云われている規則規定とは、就業規則とその他の諸規則を意味し、後者の諸規則とは工員が作業等の場合守られねば

目次

三、懲戒事由
5 懲戒事由毎に
(1) 職場内の事由
(a) 経歴詐称
(b) 秩序の紊乱
職場離脱
裁判所の裁量の限界
解釈と裁量との限界
風紀秩序紊乱、職務妨害
(以上58号)

団体交渉と上司の命令(三菱重工業)
争議行為と就業規則
集团的労働関係と個別的労働関係
争議行為と個別行為の違法性(三越のピケをめぐる)
富士精密のケース
(以上60号)

具体例に則して

この改正法が施行されるまでの期間については、その期間の平均標準報酬月額に従来の法律が定められた数に乗じて計算し、この改正法施行後の期間については、その期間の平均標準報酬月額にこの法律で定められた率を乗じて計算した、それぞれの額を合算した額を支給することとなる。

五、費用

この保険の財源は、保険料と、積立金の利息と、国の負担金の三つである。

(1) 保険料

この保険の保険料は、被保険者と事業主とが半づつ負担することになってい。事業主は被保険者の月給額から、前月分の保険料の半額を差し引き、それに自らの半分を加えて、その月の末日までに、都道府県の保険課又は社会保険出張所に納入するのである。

保険料額は、被保険者の標準報酬月額

即ち、被保険者の毎月負担する保険料額は、もしその被保険者の標準報酬月額が一〇、〇〇〇円であると仮定すれば、男子及び女子の場合には

$$10,000円 \times \frac{30}{1,000} + 2 = 150円$$

となり、坑内夫の場合なら

$$10,000円 \times \frac{35}{1,000} + 2 = 175円$$

となる。

なおこの保険料率は、五年ごとに財源の精密計算をし、将来の見透しを立てて、変更が必要があれば変更することになっている。それなら、現在のこの保険料

に次の率を乗じて計算する。これが即ち保険料率である。

(1) 男子 千分の三〇
(2) 女子 千分の三〇
(3) 坑内夫 千分の三五
(4) 任意に資格を継続する被保険者 千分の三〇

率は五年後に引き上げられるかどうか、その予想を述べるならば、現在は事業主と被保険者の負担力を考慮して、技術的に低く押えているので、五年後に若干引き上げなければならぬことは、殆んど確定的であると云ってよいであろう。

(2) 利息

この保険の積立金は、五月末において約八百二十五億円に達しており、毎年五分五厘の利息収入がある、その額は昭和二八年度において四十一億円余となつてゐる。この額がこの保険の保険給付を支給するための重要な財源となつてゐる。

(3) 国の負担

国の負担は、この保険を運営するための事務費負担と、保険給付費に対する負担とに分れてゐる。事務費については、その全額を国が負担しており、また保険給付費に対する負担は、一般被保険者分については、毎年その保険給付の支給に要する費用の一割五分、坑内夫分につ

ては二割となつてゐる。従つて、その負担は年を経、保険給付を受ける者が増加するに従つて、相当巨額にまで増加することが予想されてゐる。

六、船員保険との調整

最後に一言だけ触れておかなければならないことは、船員保険との調整についてである。民間の労働者に対する年金制度としては、陸上労働者のための厚生年金保険と、海上労働者のための船員保険とがあるが、両制度の労働者はしばしばその職場の間を交流することがあるので、両制度間の被保険者期間を通算して、老令年金を受ける資格が得られるようにする必要があることが痛感されてゐたのであるが、これをこの度の改正において実現したことがある。これが将来被保険者の年金の支給を受ける機会を増加するならば幸である。

(筆者・厚生省厚生年金保険課長)

(九頁から)に進んで(同時に被侵害利益の範囲も拡げて)Fのところまでの賠償を認めることも不可能ではないであろう。

(b) 次に国際法上においては民法上の相当因果関係がある程度容認されるのではなからうか。民法上で相当因果関係の理論がとられるのは、因果関係を広くすれば加害者に予期しない大きな経済的損失を与えて酷になるから、それを限定して加害者被害者間のバランスをとらうという考えがあ

るわけである(我妻、事務管理・不当利得・不法行為(二〇一頁))。しかし、国と国との国際法上の関係では賠償の支払によつて大きな経済的打撃を受けるということはあまりありえないわけであり、加害者の立場も考慮するという民法上の考え方はそのままにあってはならない。そしてこの点因果関係拡大の可能性を見出すことができる。

もっとも、国と国との間では、国際礼儀を保ち友好関係を破壊しない、という別の

考慮が加わつてくる。そのためには民法上の原則をはなれたあまりに大きな賠償を認めることは問題であろうし、場合によつては、友誼的にかへつて賠償の範囲を縮減することもあり得るであろう。しかし、そのように因果関係の上で国と国とのバランスを考へるにしても、民法上の相当因果関係における当事者間のバランスとはその性質がかなり違つてくることは確かである。

そして、その結果は因果関係拡大の方向に進むことが少くないであろう。たしかに過大の賠償を求めるとは友好関係を阻害するが、逆に被害者の感情を満足させるような充分の賠償をすることによつて友好関係が促進されるという面も見がすことができない。ピキニ事件においては、とくにこの点(4)の危険責任の関係を結びつけることによつて、因果関係を拡大し、相当広い範囲の賠償を認めることが可能なのではあるまいか。(筆者・東大助教授)